

北海道告示第 11466 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年12月2日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

- (1) 工事番号 1
- (2) 工事名称 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター微生物試験室エアコン設置工事
- (3) 工事場所 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター 北見市大正353番地19
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年3月10日まで
- (5) 工事概要 微生物試験室にエアコン2台設置  
詳細は別途閲覧に供する仕様書、図面による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「電気工事」及び「管工事」の資格を有すること。
- (2) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 北海道における「電気工事」の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。
- (5) オホーツク総合振興局管内に本社、支社（支店及び営業所を含む。）を有する者であること。
- (6) 当該設置機器に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年12月2日から令和4年12月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類をウの提出先に提出しなければならない。電子データによる提出も可。

ウ 申請書類の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部食関連産業局食産業振興課  
e-mail : takahashi.yumi@pref.hokkaido.lg.jp

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部食関連産業局食産業振興課

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館10階 北海道労働委員会会議室
- (2) 入札日時 令和4年12月16日(金)午前9時15分～
- (3) 公表用「北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター微生物試験室エアコン設置工事」積算書の項目に対応する金額を記載した工事内訳書（以下「内訳書」という。）を作成すること。
- (4) 内訳書は、初度の入札書提出時に、封入の上、入札者（代理人をして入札をした場合にあつては、当該代理人）の氏名を表記して入札書と同時に、入札執行者が入札書の提出箇所とは別に指示する箇所に提出すること。また、提出した内訳書については、書き換え、引き換え、又は撤回をすることは認めない。なお、内訳書の提出がない入札者の入札は無効とする。
- (5) 当該内訳書が、次のいずれかに該当するときは、当該内訳書に係る入札を無効とする。
  - ア 内訳書の記載金額（合計金額）その他当該内訳書の要件が確認できない場合
  - イ 内訳書に記名押印がない場合
  - ウ 入札書（代理人による入札の場合にあつては当該代理人）以外の者が内訳書を提出した場合
  - エ 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
  - オ 内訳書の様式の項目に対応した金額が確認できない場合
- (6) 内訳書の提出がない場合や内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあつては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。
- (7) 開札場所 (1)に同じ
- (8) 開札日時 (2)に同じ

## 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 7 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。

ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

## 8 一般競争入札資格審査申請書類等の交付に関する事項

次のとおり交付する。

### (1) 交付期間

令和4年12月2日から令和4年12月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和4年12月2日午前9時から令和4年12月14日午後5時（日曜日及び土曜日を含む。）までとする。

(2) 交付場所

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部食関連産業局食産業振興課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

北海道経済部食関連産業局食産業振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/136404.html>

(3) 交付方法

直接交付又はインターネット交付とする。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 予定価格等

- (1) 予定価格  
公表しない。
- (2) 最低制限価格  
設定している。

14 図面、仕様書等の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、図面、仕様書等を閲覧することができるほか、入札参加資格申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、図面、仕様書等を複写することができる。また、現場の確認を希望する場合は、事前に連絡すること。

ア 閲覧期間

令和4年12月2日から令和4年12月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和4年12月2日午前9時から令和4年12月14日午後5時（日曜日及び土曜日を含む。）までとする。

イ 閲覧場所

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部食関連産業局食産業振興課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

北海道経済部食関連産業局食産業振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/136404.html>

ウ 現場の確認

令和4年12月2日から令和4年12月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

北海道経済部食関連産業局食産業振興課（電話番号 011-204-5979）

(2) 図面、仕様書等に関する質問は書面により、提出すること。電子データによる提出も可。

ア 受付期間

令和4年12月2日から令和4年12月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、電子データによる場合は、令和4年12月2日午前9時から令和4年12月13日午後5時（日曜日及び土曜日を含む。）までとする。

イ 受付場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部食関連産業局食産業振興課

e-mail : [takahashi.yumi@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:takahashi.yumi@pref.hokkaido.lg.jp)

(3) 質問に対する回答は次のとおりインターネットにより閲覧に供する。

北海道経済部食関連産業局食産業振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/136404.html>

15 支払条件

(1) 前金払

前金払はしない。

(2) 部分払

部分払はしない。

16 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 改札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札手続きの取消し  
落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (4) 入札書記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 消費税等課税事業者等の申出  
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 北海道経済部食関連産業局食産業振興課（電話番号 011-204-5979）  
イ 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- (7) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は、公開する。
- (10) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買い取りを工事完成検査後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成 11 年 1 月 28 日付け建設省経振発第 8 号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国土交通省国総建第 197 号、国総建整 154 号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。  
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (11) この公告のほか、建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。